

営業秘密保護法を制定しよう

荒井寿光

技術情報の海外流出は深刻

本年3月、警視庁は東芝の元社員を同社の主力製品「NAND型フラッシュメモリー」の研究データを韓国の半導体大手「SKハイニックス社」に流出させたとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕した。同時に東芝はSKハイニックス社に約1,000億円の損害賠償を請求した。

2012年には、新日鉄住金が韓国の鉄鋼大手ポスコ社を相手取り、方向性電磁鋼板の技術情報を新日鉄住金の元社員から不正に取得したとして約1,000億円の損害賠償を請求し、東京地裁で裁判が行われている。

両社とも日本企業の業務提携先であり、韓国企業に裏切られたと言う人もいる。

これらは氷山の一角だ。技術情報の海外流出は深刻であり、日本の産業競争力低下の大きな要因だ。

日本では、終身雇用制度のため、“愛と信頼の経営”を信条とし、社員を疑うことをしない。カイゼン運動のため技術情報を広く社員で共用し、技術情報の管理は甘い。リストラが進められ、多くの技術者が解雇され、外国企業のヘッドハンティングの対象になっている。

韓国や中国企業の多様な手口が報道されている。日本人社員を週末のアルバイトとして呼び寄せ、技術を教えさせる。リストラされた日本人社員をヘッドハンティングして韓国や中国で働かせる。日本に研究所を設立して研究者として採用し、元の会社の技術情報を取得して本国に送る。日本企業の海外進出先企業から技術を取得する。このように時代とともに手口が進化しているが、日本企業の対応は遅れている。

外国政府は防衛策を強化している！

技術情報を始めとする営業秘密を巡る戦いは、国際的に激しくなっており、外国政府は対策を強化している。

米国は「世界一の技術力」を守ることを国家目標で、技術流出の防止に力を入れている。FBIは、経済スパイ対策はテロ対策の次に重要な課題として取り組んでおり、営業秘密侵害の摘発は106件に上る。(日本は3件に過ぎない。) ホワイトハウスは、営業秘密や経済スパイの脅威が増加していると認識し、中国への抗議、米国企業の自己防衛促進、捜査や摘発強化、経済スパイ罪の引上

げの検討（15年から20年へ）を進めている。

韓国は法律を整備し、取締りを強化している。「不正競争防止及び営業秘密保護法」に加え、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」を制定した。国が8分野58技術を国家核心技術として指定し、違反すれば5年以下、国外への流出は10年以下の懲役を科される。国家情報院（KCIA）は産業機密保護センターを設置し、5年間で202件の産業技術の海外流出を摘発している。

台湾では、営業秘密法を強化して、5年以下の懲役、海外での使用は10年以下の懲役と刑事罰を導入した。

中国は、世界最先端の技術をあらゆる手段で導入しており、アメリカからは産業スパイの一番熱心な国と批判されているが、今や国家秘密保護法実施条例を公布し、技術流出防止にも取り組んでいる。

サイバー・スパイの時代

本年5月、米政府は中国軍関係者5人をサイバー・スパイ容疑で起訴した。中国人民解放軍のサイバー専門部隊「61398部隊」に所属する5人は、コンピュータを使い、米国企業US スチール、アルコア、などから、技術情報を盗んだという容疑だ。

米国企業が狙われるなら、日本企業も狙われていると思われるが、日本の企業や政府の対策は十分ではない。

今やサイバー・スパイの時代だ。

日本も法律の整備、取締りの強化、企業の防御策の導入を急いで行う必要がある。

営業秘密保護法の制定を

日本は営業秘密保護を不正競争防止法で行っているが、親告罪であって、未遂が処罰の対象でない、海外への持ち出しに関する罰則が重くないなど、外国に比べ、見劣りがする。

日本の技術を保護するために次のことを行う必要がある。

第1に、外国並みに営業秘密の保護水準を高める。

そのためには、色々なものが入った不正競争防止法から独立した法律にすることが必要だ。技術流出を「技術の窃盗」ととらえ、「モノの窃盗」と同等に位置づけ、未遂も対象にし、非親告罪にする。国外への流出は日本の国際競争力を危うくするものとして、国内での流出より重罰にする。

第2に、サイバー・スパイ対策として、コンピュータアクセスに対する処罰の対象を拡大し、罰則を強化する。

これらをまとめた「営業秘密保護法」を制定する。

新法制定により国家の意思をはっきり表明することに合わせて、警察の取り締まりを強化する。

民間企業も防止策を強化する。社長のもと全社で取り組む、国内・海外ともに技術管理を強化する、就業規則を改正し、従業員との約束事項を明確にする、退職後もフォローし、ライバル企業に技術を持ち出されないようにする。

日本企業の技術力は日本国の財産である。

産業技術力の強化は日本の成長戦略の柱だ。アベノミクス実現のためには、技術流出を防止しなければならない。

今日も技術が盗まれているので、スピード感を持って2015年の通常国会で営業秘密保護法を制定すべきだ。